

防災協だより(第145号)

【発行所】(公社)神奈川県高圧ガス防災協議会
 横浜市中区尾上町1-4-1(関内STビル11階) 電話045-212-1454
 【編集責任者】企画部会長 亀崎 宏行
<https://www.kanagawa-bousai-hpg.or.jp>

2024年度 事業中間報告

1 2024年度 行政・警察・消防・防災事業所連絡会議

例年、各地域における防災事業所と関係機関との連携強化及び情報の共有化を目的に当該会議を行っており、これまでコロナ禍影響で中断はありましたが、今年度もコロナ禍影響に十分考慮しながら予定通り下記6地域での会議を開催致しました。

2024年度 行政・警察・消防・防災事業所連絡会議

地区名	開催日	会場名		出席者数				
				防災事業所	行政(県・政令市)	警察	消防	合計
川崎	6月7日(金)	かわさき保育会館	第5会議室	7	3	6	1	17
横三	6月11日(火)	横須賀市文化会館	第1会議室	6	2	6	9	23
湘南	6月13日(木)	平塚市商工会議所	第1・第2会議室	8	2	7	6	23
県西	6月18日(火)	小田原市民交流センター	会議室5・6	7	2	2	3	14
横浜	6月26日(水)	波止場会館	5F多目的ホール	8	5	18	1	32
県央	7月2日(火)	サンエールさがみはら	第1研修室	13	3	8	5	29
合計				49 (56)	17 (16)	47 (53)	25 (28)	138 (153)

()内数字は昨年度実績



横浜



県央

今年度の資料提供は従来の会議方式の内容を踏襲しつつ、

- ①各行政からのお知らせとして所管の高圧ガス事故の発生状況資料
- ②当協会からのお知らせとして今年度協会事業の概要資料
- ③当協会からの報告として机上訓練ディスカッション用資料
- ④当協会からの報告として現状の防災事業所一覧資料
- ⑤県からのお知らせとして高圧ガス地震防災緊急措置訓練パンフレット

を資料提供し、今年度は地区毎にディスカッションする対象ガス種を定め、緊急時の対応方法について議論しました。

来年度も今年度の議論を踏まえて種々の取組を織り込んで連絡会議を実施していきますので、ご理解とご協力をお願い致します。

2 2024年度 高圧ガス運送基準指導及び運送指導員資格取得更新講習会

例年通り高圧ガス運送時における事故の未然防止に向けた事業として、各種講習会に取り組んでいます。とりわけ、「高圧ガス運送基準指導」は協会が定める運送基準を基に構成されており、県内7会場において開催しており、現在までに3会場で講習が終了しました。

2018年度から運送員講習、運送指導員講習とも「行政からのお知らせ」の時間割を設け、これまでの3限制から4限制に変更し、また、運送指導員講習についてはこれまで新規受講者のみ終了考査を実施していましたが、受講者全員への終了考査実施を義務付けました。これらは、行政における高圧ガス関係権限の一部移譲や高圧ガス運送基準の協会基準化に伴うものであり、特に運送指導員の選任権限を事業者に付与したことから、協会としては運送指導員の皆さんに重要情報を確実に把握してもらうために実施しているものです。また、今年もコロナ禍影響は残りますが、年度としての講習開催を従来の7会場としています。併せて昨年度から県西（小田原）地区で指導員講習を追加し、例年の5会場から6会場に増やしました。

2024年度高圧ガス運送基準指導及び運送指導員資格取得更新講習会

地区名	開催日	会場名	講習種類	受講者数(人)			
				更新受講	新規受講	合計	(前年度)
川崎	7月12日(金)	かわさき保育会館	運送員	—	—	192	172
横三	7月25日(木)	横須賀市文化会館	運送員	—	—	126	92
			指導員	84	12	96	115
県西	8月22日(木)	小田原市生涯学習センター	運送員	—	—	175	223
			指導員	78	12	90	151
県央	9月19日(木)	海老名市文化会館	運送員	—	—	定員:250	227
			指導員	—	—	定員:250	214
横浜1	10月9日(水)	神奈川公会堂	運送員	—	—	定員:300	269
			指導員	—	—	定員:300	207
湘南2	11月7日(木)	茅ヶ崎市民文化会館	運送員	—	—	定員:250	211
			指導員	—	—	定員:250	179
横浜2	12月4日(水)	鶴見公会堂	運送員	—	—	定員:300	158
			指導員	—	—	定員:300	144



川崎会場



横須賀会場



小田原会場

運送員・運送指導員証に関する注意喚起

初めて運送員講習会に受講される場合に持参する運送員証に必要事項が未記入で提出する受講者が続発しています。

持参させる運送員証に、「受講者の顔写真・氏名・生年月日・事業所名」等、必要事項が記載済みかどうかを事業者において、必ず確認をお願い致します。

※特に顔写真が貼られていないケースが多く、受講者本人が講習会へ来たことを確認するためのものでもあるため、特に注意喚起をお願い致します。

注意1(高圧ガスの運送途上は必ず携帯すること。)

2(運送員証には必ず運転者本人の顔写真を貼ること)

3(運送員証には必ず指導員の番号、氏名を記載すること)

4(運送員証には必ず事業社名を記入すること)

※受講前に運送員証のチェックを！！(写真、氏名等必要事項記載を確認してください！)

2024年度(第39回) 関東高圧ガス保安大会開催のご報告

7月31日(水)、さいたま新都心合同庁舎1号館講堂(埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1)において2024年度(第39回)関東高圧ガス保安大会が開催されました。コロナ禍影響も下火になり今年から祝賀パーティーも再開となりました。

会場等の都合もあり、参加者は表彰者を中心に関係者での開催としましたことを併せて、開催の報告と致します。なお、今回の表彰で当会より推薦の(株)渡商会殿が「優良防災事業所」、内田商事(株)高橋彰殿が「優良運送業従業者」として「関東高圧ガス保安団体連合会会長表彰」を受賞されました。



関東東北産業保安監督部長表彰



関東高圧ガス保安団体連合会会長表彰

2024年度(第52回) 神奈川県高圧ガス地震防災緊急措置訓練

これまで県内6地域の持ち回りで当該訓練を実施してきましたが、2018度から行政4区分(神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市)の持ち回りに変更となりました。今年度は相模原市(県央地区)の所管で相模総合補給廠一部返還地(最寄り駅: JR相模原駅徒歩約10分)での訓練実施となり、以下の要領で実施されます。

訓練開催日時: 2024年10月3日(木)
13時~16時

訓練会場: 相模総合補給廠一部返還地
(相模原市中央区小山2651-3外)

訓練概要: 高圧ガス燃焼特性、
基本措置訓練、
取扱形態別訓練等

主催: 神奈川県、県内5保安団体

協力機関: 神奈川県警察本部
相模原警察署
相模原市消防局



地図の再転載禁止

※今年度訓練は訓練参加者並びに事前登録の関係者(事務局にご相談ください)にて実施致します。
一般見学も受付ますが駐車スペース等の制約もあり事前に事務局までご相談ください。

第19回 神奈川県高圧ガス火薬類保安大会の開催

開催日時: 2024年10月22日(火)
14時~17時

開催場所: 神奈川県立県民ホール
小ホール

※今年度も、県知事表彰、各団体会長表彰の表彰式並びに記念講演のみ実施し、祝賀パーティーは中止となりました。

※受賞者(随行者含む)と大会関係者以外に会員事業所からの参加については事前登録となりますので事務局までご相談ください。
ご理解の程、宜しくお願い致します。

※当協会会長表彰受賞者には第3回理事会(9/11)にて承認後、協会事務局より個別にお知らせ致します。

2024年度「移動関係の例示基準改正」について

改正後

76. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置(移動)

〔略〕

充填容器等の移動に係る転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は、次の各号の基準によるものとする。

1. 〔略〕

2. 充填容器等を車両に積載して移動する場合は、次の各号の基準により行うものとする。

2.1 〔略〕

2.2 充填容器等の積載は、次の方法により行うこと。

(1)・(2) 〔略〕

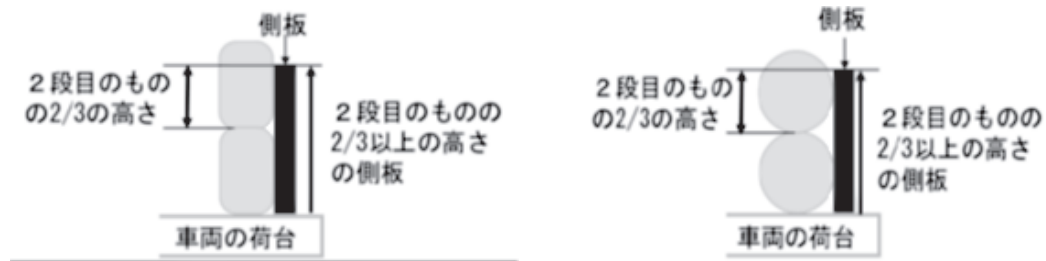
(3) 充填容器等は、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、車両の荷台の前方に荷ずれが生ずるおそれのないことが明らかな場合を除き、車両の荷台の前方に寄せるか、又は木杵、止め木若しくは歯止めを設ける等による荷ずれを防止するための措置を講じ、充填容器等同士の間隙をできる限り小さくするように整然と緊密に積み付けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。

イ. ロープ、ワイヤロープ、ベルトラッシングの荷締機、ネット等(以下「ロープ等」という。)を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面(後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。)との水平距離が約30cm以上であること。

ロ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ(SS40を使用したものであること。以下同じ。)を設けること。

ハ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材(自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等)を挿入すること。

ニ. 車両の側板の高さ(側板の上部に補助枠又は補助板を設けた場合はこれを含めた高さとする。以下同じ。)が積載した充填容器等の高さ(例えば、充填容器等を2段に積み重ねた場合は、最上段にある2段目のものの高さをいう。以下同じ。)の2/3以上となる場合(図参照)であって、木杵、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が約30cm以上であること。



図：充填容器等を2段に積み重ねた場合の側板の高さ（概念図 左：縦積み、右：横積み）

ホ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であって、木杵、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパを設けること。

ヘ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であって、木杵、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材(自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等)を挿入すること。

備考(1) ロープ等、木杵、止め木、歯止め、角材等は、積載する充填容器等の数量・積付け方法、走行ルートも考慮した発進時・走行中(特に旋回時)・停止時に充填容器等に生じ得る慣性力、固縛・固定の方法等に応じて十分な強度を有するものを使用する必要がある。

(2) 固縛・固定は、上記(1)を使用し、緩み等が生じないよう確実に行わなければならない。大小の充填容器等を混載する場合にあっては、特に急停止時に小型のものが抜けて飛び出すことのないよう注意が必要である。なお、走行状況や道路状況等に応じて、移動途中、適宜、その状態が維持されていることを確認することも重要である。

(3) 立積みにした充填容器等の高さについては、合理的に、かつ、客観的に反証のない限り、容器の底部からキャップ、プロテクター等を含めた充填容器等の頂点までの高さとする。なお、車両の荷台の床面にマット等を敷き、その上に充填容器等を置く場合にあっては、マット等の厚さ分だけ側板の高さを高くすることが必要となる。

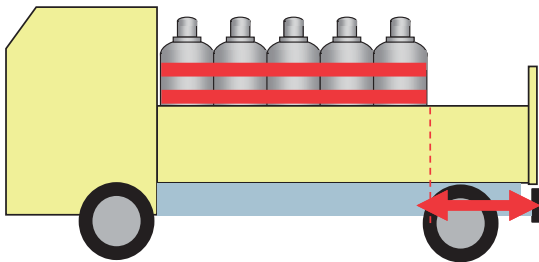
(4) 積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間へ緩衝材を挿入する場合、当該緩衝材が走行時に外れたり、変形したり、ずれたりするなどして、後方から衝撃が発生した際に、その衝撃を吸収することができない状態とならないよう確実にを行う必要がある。

3. 〔略〕

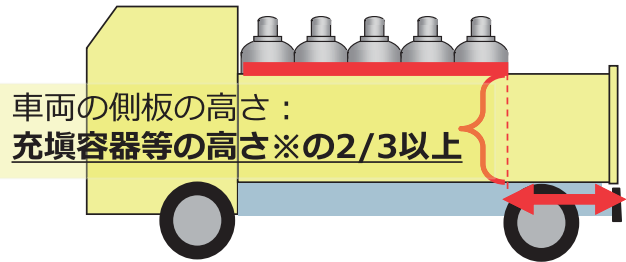
例示基準改正

- ・容器は前方に寄せるか、荷ずれを防止するための措置（木杵、止め木若しくは歯止めを設ける等）
- ・充填容器等同土の隙間をできる限り小さくするように整然と緊密に積み付ける

ロープ等を使用して充填容器等を
確実に車両の荷台に固縛

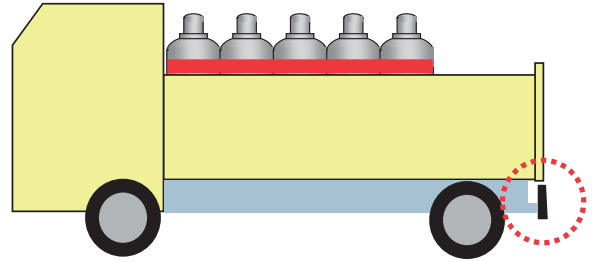
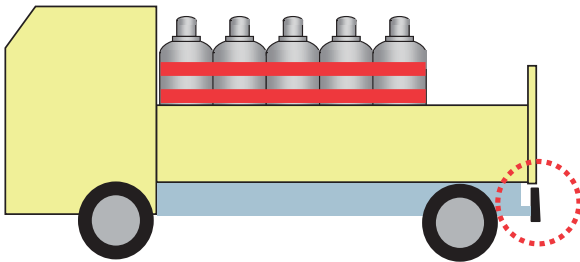


木杵、角材等を使用して充填容器等を
確実に車両の荷台に固定

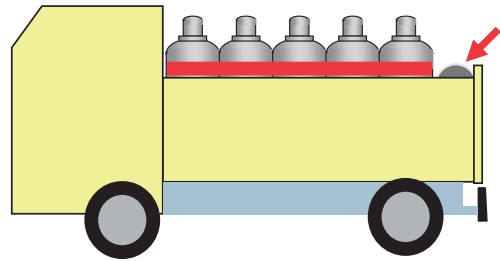
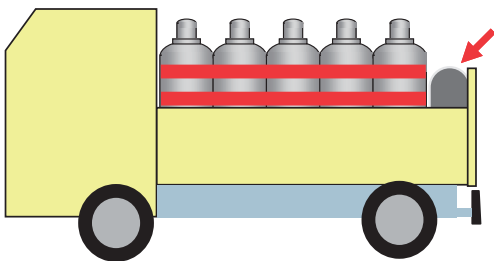


容器等後面⇔車両後パンパの後面（後バンパのない場合は車両の後面）水平距離約30cm以上
※**充填容器等の高さとは**、例えば、充填容器等を2段に積み重ねた場合は、最上段にある2段目のものの高さをいう。

（備考（3）立積みの場合、容器の底部かキャッター等を含めた充填容器等の頂点までの高さ）



車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したもの）



充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤなど）

協議会からの“お知らせ”と“お願い”

2024年度 高圧ガス移動監視者講習会開催予定

(指定する高圧ガス(可燃性、酸素、毒性、液化石油、特殊高圧の各ガス)を一定数量以上移動(輸送)するには『高圧ガス移動監視者』の資格が必要となります。)

講習期間・検定日程	検定会場	定員
(講習)(第3回) 2024/10/28(月)～11/13(水) <u>(オンライン講習)</u> (検定) 2024年11月29日(金) 10時00分～11時30分	かわさき保育会館 大会議室 川崎市川崎区渡田新町3-2-8 「京急八丁畷」駅下車 徒歩15分	100名
(講習)(第4回) 2025/1/15(水)～1/29(水) <u>(オンライン講習)</u> (検定) 2025年2月14日(金) 10時00分～11時30分	かわさき保育会館 大会議室 川崎市川崎区渡田新町3-2-8 「京急八丁畷」駅下車 徒歩15分	100名

※申込みは高圧ガス保安協会(KHK)ホームページからになります。(ご注意ください!)

※KHKホームページからの申込期間(インターネット申込)

第3回:2024/9/3～10/2、第4回:2024/10/29～11/27

※上記申込期間は追加受付期間を含みます。詳細はKHKホームページでご確認ください。

事務局までお知らせ・ご連絡をお願いします。

社名、住所、組織変更等及び人事異動による変更等がありましたら、お手数ですが所定の様式に必要事項をご記入のうえ、防災協議会事務局宛お送りください。

● 社名変更 ● 組織変更 ● 住所変更 ● 電話/FAX番号変更 ● 協議会ご担当者変更等

【事務局：電話 045-212-1454 FAX 045-212-1455】

E-mail:jimu@kanagawa-bousai-hpg.or.jp

URL:<https://www.kanagawa-bousai-hpg.or.jp>

※「所定の様式」はホームページからもダウンロードできます。